

誰でも簡単にできる生前対策

～ 遺言編 ～

1. 相続が争族にならないように！

遺言とは「自分の死亡後に、自分の財産等の処分方法を自ら決め、その意思表示として残るもの」です。もしこの遺言がなければ、遺産分割は相続人間で話し合うこととなります。残された家族が仲良く、話し合いがうまく進めば問題はありませんが、たとえ身内とはいえ、自分の損得ばかりを考えて、今まで仲の良かった相続人に亀裂が生じてしまうかもしれません。

このようなトラブルを防止するためにも、遺言を活用してみたいかご検討ください。

遺言にはいくつかの種類がありますが、ここでは、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類を紹介させていただきます。

2. 遺言の種類

	種類	メリット	デメリット
遺言	公正証書	公証人が書くので内容に不備がない。 本人が保管する正本・謄本の他に、原本を公証役場が無料で保管してくれる。 遺言内容を争われることが少ない。	内容を公証人等に知られる。 費用がかかる。 費用は財産の額等によります。 例えば3億円の財産を3人に1億円ずつ遺贈する場合の公証人手数料は、約15万円です。
遺言	自筆証書	遺言の全てを自筆で書き押印する。 遺言の内容を秘密にできる。 自分で書くので費用が要らない。	本人が書くので、内容の不備等で無効になってしまう可能性がある。 文字の加除方法を間違ったりすると、無効になる。 本人が保管するので、紛失したり勝手に変造される可能性がある。

費用はかかりますが、公正証書遺言の方が安心・安全・確実です。

3. こんなときには遺言を

事業を継続させるために、財産を細分化させたくない場合

事業を引き継がせたい長男に事業用財産や自社株を取得できるように、あらかじめ遺言で指定しておけば、分割時に親族間でトラブルが起りにくくなります。遺留分の問題もありますのでご注意ください。

相続人が誰もいない場合

相続人が誰もいない場合には、相続財産は国庫に帰属してしまいます。それを防ぐために、誰かお世話になった人に財産をあげるようにしましょう。

相続人に素行の悪い人がいる場合

相続人の中に素行が悪く、親の面倒も一切みないどころが、親に面倒をかけているような相続人がいる場合には、そんな相続人には財産を残したくないですね。そんな時には遺言が有効です。

孫に財産を渡したい場合

子供がいる場合には、孫は相続人にはなれません。でも、どうしてもかわいい孫に財産を渡したいような場合には、遺言で財産を孫にあげるという手段もあります。

本来なら財産は親から子、子から孫へと代々伝わるもので、親の財産が孫に行くまでに相続税が2回かかるものです。ところが財産を孫に直接あげることによって、相続税の課税を1回免れることができます。

ただし、この場合の孫は通常納める相続税の2割増しの税金を納めなければいけませんので、注意して下さい。

平成21年度税制改正小冊子贈呈！ 名南オリジナル

数に限りがございますので、上記窓口までお早めにお申し付けください。

名南税理士法人

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目6番7号

<http://www.meinan.net/>